

生徒心得

1 目 標

- (1) 高校生としての誇りと使命を自覚し、本校教育目標の達成に努める。
- (2) 規則を守り、互いの人格を尊重し、責任と良識ある言動に心がける。
- (3) 学習と勤労を尊び、心身の健全な発達をはかる。

2 服 装

- (1) 服装…本校生としての品位を保ち、清潔・端正を旨とし、次のとおりとする。
 - ① 制服
本校指定の制服を着用する。制服の変形・改造は認めない。
 - 男子…指定の上着・ズボン・ワイシャツ・ネクタイを着用する。左襟には、校章のバッジをつける。
 - 女子…指定の上着・スカート・ブラウス・リボンを着用する。左襟には、校章のバッジをつける。なお、希望により指定のスラックスを着用することもできる。(スラックス着用時はネクタイ可)
 - ② 夏季の服装(6月～9月)

- 男子…指定のワイシャツ・半袖ワイシャツを着用して上着に替えることができる。ズボンは、指定の夏用ズボンを着用すること。指定のベストを着用することもできる。
- 女子…指定のブラウス・半袖ブラウスを着用する。スカートは、指定の夏用スカートを着用すること。指定のベストを着用することもできる。なお、希望により指定の夏用スラックスを着用することもできる。

③ 冬季の服装

上着の下に指定のベスト・カーディガンを着用することができる。ズボン・スカートは、指定の冬用のものを着用する。

コートの色は、黒・紺・グレー・茶を主とし、華美でないものを着用すること。

女子は、黒・紺無地で模様のないストッキング・タイツを着用することができる。

- ④ 女子のスカート丈は膝の上端にかかる程度とする。
- ⑤ 男子のベルトは、黒か茶とし、制服にふさわしいものとする。
- ⑥ ソックスは、指定のものを原則とする。但し、普段の学校生活では、黒・紺無地も認める。ルーズソックスは認めない。
- ⑦ 登下校用靴は、革靴又はスニーカーを用

い、高校生向きのものとする。

⑧ 上履きは、指定のサンダルを使用し、体育時には体育館用シューズを使用すること。

⑨ 通学用カバンは、下記の条件を満たすものとする。

(ア) 大きさは教科書及び教材が入るものとし、カバンとして機能するものであること。(ふたが閉まるもの)

(イ) 本校生としての品位を汚すようなものでないこと。

⑩ ピアス・ネックレス等の装飾品及び化粧は禁止する。

(2) 頭髪…流行を追うことなく、高校生らしい清潔・清楚な髪型とする。男女ともパーマメントや髪の色脱色・着色、その他特殊な加工は認めない。また、髪留めやリボン、小型で色は黒・茶・紺の派手でないものを用いる。

(3) 病気その他の事情により上記以外の服装を用いる際は、「異装着用許可願」をホームルーム担任に提出する。

3 登下校

(1) 登下校（休日・休業日の部活動での登下校を含む。）には、制服を着用する。

(2) 時間に余裕を持って登校すること。

朝 自 習	8 : 15 ~ 8 : 25
S. H. R	8 : 25 ~ 8 : 35

(3) 登下校には、交通道德・交通ルールを遵守し、安全に心がける。

(4) 自転車による通学を希望する者は、「自転車通学許可願」を提出して許可を受け、所定のステッカーをはる。また、自転車は必ず所定の自転車置き場におき、錠をかけておく。なお、変形ハンドルの自転車の使用は認めない。

(5) バイクによる通学は、認めない。

(6) 欠席・遅刻・早退・外出について

① 欠席する場合は、保護者が事前にホームルーム担任に知らせる。

② 遅刻はしないこと。遅刻した場合は、遅刻カードに記入のうえ、職員室の学年担任から確認印を受ける。その後、教科担任に理由を述べ遅刻カードを示し、許可を得てから席につく。

③ 早退する場合は、ホームルーム担任に申し出て許可を受け、「許可証」を携帯する。

④ 登校後は、下校するまで外出しないこと。やむを得ず外出する場合は、ホームルーム担任に申し出て許可を受け、「外出許可証」を携帯する。

4 校内生活

- (1) 校内では静粛を旨とし、学習の場であることの自覚をもつ。
- (2) 常に礼儀を重んじ、外来者に対しても挨拶をする。
- (3) 言葉づかいは丁寧にし、粗野な言動は慎む。
- (4) 校内は、整理整頓に心がけ、清潔な学習環境を保つように努める。
- (5) 授業の始めと終りは、起立し、礼をする。
- (6) 校長室・職員室等の出入りは、ノックし、戸を静かに開閉して行う。なお、コート・マフラーなどは脱いで入室する。
- (7) 所持品には必ず記名し、危険物や学習上不必要なものは持ってこないこと。また、貴重品の保管にはロッカーを使用すること。
- (8) 校内でみだりに飲食をしないこと。
- (9) 授業以外で校舎・校具を使用するときは、許可をうける。なお、使用する際は、十分に気をつけること。もし破損したときは、直ちに関係職員に届け出て所定の手続きをとる。
- (10) 校内において、集会・掲示・募金・印刷物の配布等を行うときは、事前に申し出て許可を受ける。
- (11) 校内で火気を使用するときは、活動担当教員の指導のもと、その取り扱いには十分注意する。

5 考査上の注意事項

- (1) 考査期日発表日から終了日まで、生徒は職員室・各準備室等に出入りすることを禁止する。
- (2) 机の配列は6列とし、机を逆向きにした上で間隔を適切に取り、出席番号順に着席する。
- (3) 考査中、カバン・教科書等は廊下に置き、机の中には何も入れておかない。また机周辺には一切、物をおかない。
- (4) 考査中、不正行為もしくはその疑いを受けるような行為は絶対にしない。不正行為をした場合は、その当該科目以降の得点を0点とする。
- (5) 筆記用具以外の物は机上に置かないこと。特にスマートフォン等の電子機器は電源を切り、バッグの中に入れ、一切携帯しない。(時計の代わりとしても認めない)
- (6) 考査中、私語をしたり、物品の貸借をしてはならない。
- (7) 考査中、途中退室をしない。
- (8) 考査中、気分が悪くなった場合、速やかに監督教師に申し出る。
- (9) 病気等でやむを得ず急に欠席するときは、保護者が学校に連絡をし、後日その理由を記した医者等の証明等を提出する。
- (10) 正当な理由もなく考査を受験しなかった教

科・科目の得点は、0点とする。

(11) 自習は、所定の席で静かに進める。

6 校外生活

- (1) 規律ある生活をし、高校生としての品位を保つこと。
- (2) 交通ルール・交通道德を遵守し、交通安全に心がけること。
- (3) 外出は午後9時までとし、必ず身分証明書を携帯すること。
- (4) 深夜の外出や保護者の同意のない外泊はしないこと。
- (5) 遊技場等高校生として好ましくない場所へは出入りしないこと。
- (6) 男女交際は、お互いの人格を尊重し、礼儀と節度を守ること。
- (7) アルバイトは原則として認めない。しかし、特別な事情がある場合には保護者の同意を得て、ホームルーム担任に届け出、「許可証」の交付を受けること。
- (8) 校外の集会（同級会等）への参加や旅行する場合は保護者の許可を受けること。
- (9) 外部団体活動（ボランティア）に参加する場合はH.R.Tに申し出て、「活動参加届済証」の交付を受けること。
- (10) 事故が発生したときは、学校又はホームルーム担任、警察にすみやかに連絡すること。

（生徒手帳最終ページ参照）

7 その他

- (1) インターネット、SNSを利用する際は、情報モラルを守ること。
- (2) 飲酒・喫煙・薬物乱用をしないこと。
- (3) 脅迫・暴力行為をしないこと。
- (4) 許可を受けないで、学校名を使用して行事の開催や物品の購入をしないこと。
- (5) 運転免許証（原付を含む）取得は原則として認めない。